

**改正**

平成17年12月27日規則第81号

平成18年3月30日規則第41号

平成27年3月31日規則第26号

平成28年12月28日規則第71号

大和市まごころ地域福祉センター条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大和市まごころ地域福祉センター条例（平成13年大和市条例第7号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定の申込書等)

**第2条** 条例第7条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに類する書類
- (2) 申込みを行う日の属する事業年度の法人その他の団体に係る収支予算書及び事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(利用時間)

**第3条** 条例第3条各号に定める事業の利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条第1号及び第2号（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ロに係るものに限る。）に規定する事業 午前9時20分から午後4時30分まで
- (2) 条例第3条第2号（法第115条の45第1項第1号ロに係るものを除く。）から第4号までに規定する事業 午前8時30分から午後5時15分まで（同条第4号に規定する事業のうち親子が利用するフリースペースにあっては、午前9時から午後4時30分まで）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認める場合は、市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

(様式)

**第4条** この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は指定管理者が別に定める。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

**附 則**（平成17年規則第81号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年規則第41号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月31日規則第26号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年12月28日規則第71号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**別表**（第4条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	指定管理者指定申込書	第2条